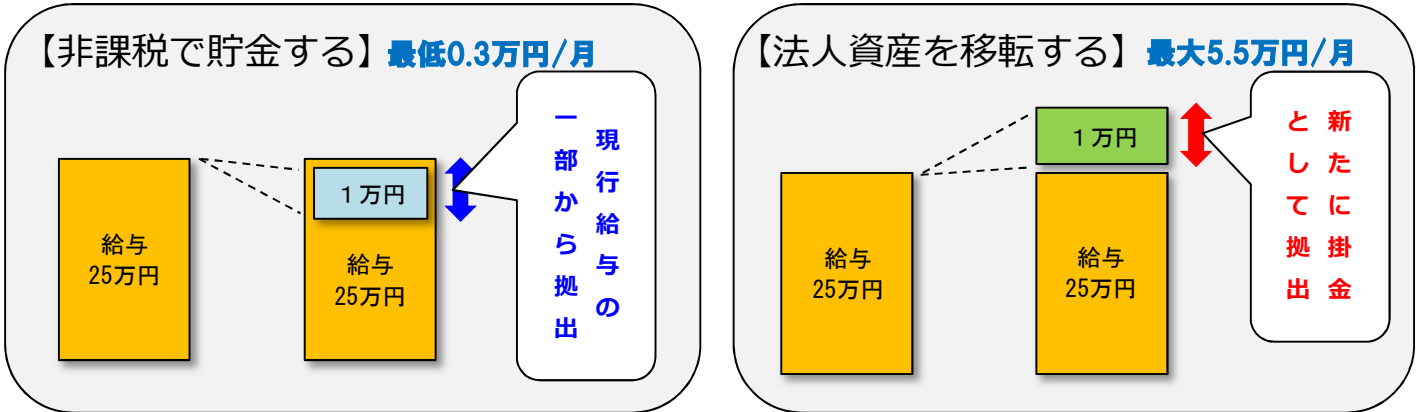


法人の現金資産を **非課税** で、役員の個人資産に **移転** する方法!!

① "選択制"確定拠出年金は、次の2通りの使い方ができます!



従来の確定拠出年金では、企業は給与に上乗せし拠出しますが、“選択制”確定拠出年金では、企業が新たに掛金拠出をする必要はなく、従業員が自分の給与の中から定められた範囲内で掛金を拠出することができます。また、掛金の拠出有無は従業員自らが選択するため、拠出しない従業員はそれまでと同じ給与を受け取ることができます。

② 役員でも! 1名からでも! 加入可能です

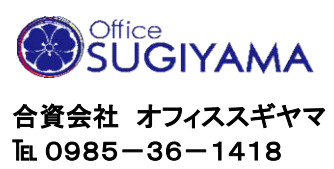
* 確定拠出年金は、60歳未満であれば原則的に加入できます。従って一般的な企業年金と異なり、役員の方でも厚生年金の被保険者であれば加入することができます。さらに1名からでも導入可能なため、小規模の医療法人等でも利用できる制度です。

iDeCoよりもお得です!!

③ 加入期間を通じた税制優遇メリット・社会保険デメリットがあります。

社会保険料が安くなる (*1)	運用益は非課税 (*3)	*1 掛金は全額所得控除されるため、掛金によっては労使ともに社会保険料が安くなってしまう。老齢厚生年金や傷病手当金などが少なくなります。 *2 掛金は全額所得控除されるため、所得税・住民税に対して削減効果があります。 *3 本来、税金で差引かれるはずの金額も運用に回せますので、大きな複利効果を得ることができます。 *4 受取方法によって退職所得控除、公的年金等控除を受けることができます。
掛金は非課税 (*2)	受取時は税控除有 (*4)	

主な費用	① 口座開設手数料 10万円 (SBI) ※初回
	② 厚生労働省登録 10万円 (オフィススギヤマ) ※初回
	③ 管理手数料 10,000円 + 400円 × 積立人数 ※毎月 (SBI)



・該当する項目にチェックをお願いいたします。

加入したい
 説明が聞きたい
 その他・ご質問 ()

貴社名: _____ ご担当者名: _____

ご住所: 〒 _____

お電話番号: _____ メールアドレス: _____ @ _____

返信用FAX番号: 0985-36-1419 / 返信用E-mail: info@office-sugiyama.jp

※ご記入いただいたお客様の情報は、Office SUGIYAMA グループ主催のセミナーや各種サービス等のご案内に利用させていただきます。